

海外予防接種完了者も COOV (クーブ) を通して接種履歴を確認可能

- ・ 隔離免除書がある場合は10月7日から
- ・ 隔離免除申請なしに入国した韓国人は早急に推進予定

(前略)

1. 海外予防接種完了者の確認書発行の改善方案

□中央災害安全対策本部では疾病管理庁の中央防疫対策本部(本部長:チョン・ウンギョン庁長)から海外で予防接種を完了した者に対する(接種)確認書の発給改善方案について報告を受け、これについて議論した。

○これまで海外予防接種者の場合、入国時には、隔離免除書を通じて隔離免除がなされていたが、生活の中の距離の確保の例外等、国内の接種者に対する防疫原則の適用対象には含まれず、持続的に意見が提起されてきた。

○これを受け、中央防疫対策本部は、海外予防接種者たちの持続的な要請を受け入れ、**海外予防接種者の接種履歴を段階的に認定し、確認書を発行する計画**である。

※認定ワクチン範囲: WHO 承認ワクチン(アストラゼネカ(コビシールド含む)、ファイザー、モデルナ、ヤンセン、シノファーム、シノバック)について認定

□まず、**海外予防接種者の中から隔離免除書の発給を受けて入国した内・外国人、在韓米軍・在韓外交団及び同伴家族は、**

○**保健所を訪問して本人の海外予防接種証明の内訳と隔離免除書を提示することで、国内予防接種システムに接種履歴登録及び確認書の(紙、電子)発行※が可能である。**

※(紙) 予防接種確認書(添付) 発行(予防接種システムに登録後、保健所から発行(韓国語で提供))

(電子) 本人名義の携帯電話がある場合、COOV で確認書を発行(韓国内接種者証明書と異なる様式)

※※在韓米軍は別途協議した方式で発行予定である

○**登録後、10月7日からは COOV を通じて接種履歴の確認が可能になり、私的な集まりや人数制限の例外等、接種完了者へのインセンティブにおいて、国内の予防接種者と同一の防疫原則の適用を受けられるようになる。**

※隔離免除書を紛失した場合は、住所地の管轄保健所で既存の隔離免除書の発行履歴を確認後、予防接種システムに登録可能である

○隔離免除書なく入国した海外予防接種者のうち韓国人に対しては、早期に接種歴認定案を講じる予定である。

- 外国人に対してはコロナ 19 の段階的な日常回復方案と連携し、認定および確認書発給に関する詳細な計画を準備する予定である。

(後略)

(了)

【出典元URL】

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=368081&contSeq=368081&board_id=&gubun=ALL